

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ

令和6年5月21日に15周年を迎えます。

盛岡地方・家庭裁判所では、裁判員制度を紹介するパネルを次のとおり展示します。

お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

期間 令和6年5月7日（火）から19日（日）

※店舗の営業時間内に御覧ください。

場所 盛岡南ショッピングセンターサンサ 多目的スペース
盛岡市津志田西二丁目17番地50



お問い合わせ先 盛岡地方裁判所事務局総務課庶務係 TEL 019-622-3342



そもそも裁判員制度ってどんな制度だっけ？

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員制度
広報キャラクター



さいころ

18歳、19歳も裁判員に！

令和5年からは、**18歳、19歳**の方も裁判員に選ばれるようになりました。民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことによるものです。